



議案第八十三号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十七年拾月八日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の
一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和四十九年三朝町
条例第四十一号）の一部を次のように改訂。

題名を次のように改める。

災害弔慰金の支給等に関する条例

第一条中「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」を「災害弔慰金
の支給等に関する法律」に改め、「支給を行い、」の下に「自然災害により精神又は身体
に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、」を加える。

第三条中「この章」の下に「及び次章」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給
を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額

とする。

第十三条を第十六条とする。

第十二条第三項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とする。

第十条を第十三条とする。

第九条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第九条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第十条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては百五十万円とし、その他の場合にあつては七十五万円とする。

(準用規定)

第十一条 第七条及び第八条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第九条、第十条及び第十一条の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。